

第五回國會議院水産委員會會議錄第十九号

昭和二十四年五月二十七日(金曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長代理理事 平井 義一君

理事王置 信一君 理事松田 鐵藏君

理事林 好次君 理事砂間 一良君

理事川端 佳夫君 理事善八郎君

理事田口長治郎君 理事富永格五郎君

理事永田 節君 理事夏堀源三郎君

理事西村 久之君 理事長谷川四郎君

出席政府委員

飯山 太平君

委員外の出席者

(水産廳次長) 藤田 巖君

農林事務官 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

五月二十五日

委員早川崇君辞任につき、その補欠

として佐竹晴記君が議長の指名で委

員に選任された。

本日の會議に付した事件

漁業法案(内閣提出第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出第一八七

号)

水産行政に関する件

○平井委員長代理 これより會議を開

きます。

前會に引續き漁業法案、漁業法施行法

案を一括議題として質疑を行います。

玉置君。

○玉置(信)委員 私は前々會に質疑を

いたして、さらに後日あらためてお尋

ねすることに保留をいたしておりました。

第一類第十二号 水産委員會會議錄

第十九号 昭和二十四年五月二十七日

た、補償金の問題についてお尋ねいた

したいと思ひます。この前質問のとき

には、たしか藤田次長さんから御答弁

があつたと思ひますが、ある資本漁業

を営んでおられます会社から定置漁

業権の買収を行つた。その買収價格が

相當高額のものとありまして、從つて
補償金の交付を受ける場合には、これ
は當然第十條に示してありますように
漁業補償委員會が定めるところの、い
わゆる漁業等の補償計画によつて、そ
の委員會の定められた範圍において交
付金が交付されることになつておるの
であります。それがもしその買収
した價格の程度を委員會が認めないとい
う場合には、その買収した價格差と
いうものは當然損害をこうむるわけで
あります。しかし先だつての御答弁で
は、この委員會の交付金によつて損を
こうむることはなからうというお話で
あります。大体先だつてからの御答弁によ
つて伺いますと、そうした高額の金
を拂ふことによつて、補償金の予算の
面において、はたして拂ひ得られるの
かどうかというふうな疑問も生じて來
るわけでありまして、補償委員會がた
とえば一昨年百万円で定置漁業権を買
收したというふうな場合に、その百万
円というものを認めさせれば、これ
に対する交付金は、何ら政府において
解消とかいふようなことなくして交付
されるものであるかどうかということ
を、まずお伺ひしたいのであります。

○藤田説明員 この前の玉置委員の御
質問のときにもお答え申したのであり
ますが、補償金の算定方法は基準が大
体きまつておりまして、漁業法施行法
の第十條以下にこれが規定してあるわ
けであります。從つてある特定の漁業
権について、それを非常に高く買つて
おるといふふうなことがございまして
も、これはやはりその隣接の漁業権と
のつり合といふことも補償の際には考
えるわけでありまして、非常に高
い金で買つておるものにはかゝるもの
が準ずるといふふうなことになります
と、建前全体が多少くずれような関
係になると考えます。從つてやり方と
いたしましては、從來どういふふうな
値段で買つておるかどうかは別とし
て、やはり新しい基準に從つて、これ
を補償するといふふうなこと以外はと
れないかと考えます。ことにあの問題に
つきましては、漁業権制度の方向とい
うものが、相當はつきりきまつてお
り、將來は補償によつて全部を一應消
滅させるということがすでにわかつて
おります。買ひ受けられた方につい
ては、それそれさういふ点も考慮して
お買ひになつておるものであらうとい
ふふうに考えます。

○玉置(信)委員 大体今の御答弁で了
承できましたが、しかしさういふ実情
を知つて買つたものであらうという御
答弁につきましては、さういふことを
知らないで買つておる人もあるといふ
ことを申し上げておきたいと思ひま
す。
その次はこの前お伺ひしなかつたと
思ふのでありますが、漁業法施行法の
第二條に「漁業権の変更は、許可しな
い」となつておりますが、しかし
漁業法案の第二十二條におきまして、
「漁業権を分割し、又は変更しよう
とするときは、都道府縣知事に申請し
その免許を受けなければならない」とい
ふことになつております。私はまだ全
文をよく研究していませんが、どこに
あるかもしれません。一方には変更
しない、許可しないとなつておるし、
また一方では許可を受けられるといふ
ことになつておるのですが、ほかの條
章を調べればなにかあると思ひます
が、ちよつと見たところによると矛盾
があるように思ふのですが、この点は
どういふように解決すべきものである
か、お伺ひしたい。

○藤田説明員 漁業権の変更を許可し
ないという問題は、これは御承知のよ
うに、漁業法が施行されて二年以
内に漁業調整計画といふものを立て
て、各海区ごとに一律に消滅させるわ
けであります。從つてそれまでの間に
おきましてこの変更といふふうなこと
が起つて参りますと、やはりいろいろ
それに伴つて各種の問題が派生的に起
つて参りますので、私もといたしま
しては、とりあへず暫定的な間は現狀
をかへない。さうして將來どういふ
うに漁業権を許可かといふ問題は、こ
れは漁業調整委員會が調整計画を立て
まして新しく免許して行く、さうして
新しい漁業区域をまず先に決定いたし
まして、さうして免許するといふふう
なやり方で進みたい、こう思つており
ます。
○玉置(信)委員 本法におきまして、
漁業権については先取特權または抵当
権を有する者は、補償金に対してその
權利を行うことができるという規定が
ありますので、當然民法上抵当権を設
定いたしました。さうして免許に対す
る補償金が下つた場合に、その貸金を
回収する權利を認められておるよう
に思ふのですが、もし抵当権を設定し
てあるものが、その期間がちよつと満
期にあたりまして、その満了期間内に
返済しなかつた場合は抵当権を引渡す
という契約があつて、その債權者がそ
の漁業権を確保したといふような場合
には、どういふ措置をとられることにな
るわけですか。
○藤田説明員 現在抵当権を設定して
おります漁業権について、その弁済期
が参りまして、債務不履行の理由をも
つて抵当権が執行される。さういふ
うな場合につきましては、やはりそれ
を取得する者に対しては認可がいろいろ
けであります。いさゝかも適格性のあ
るものであればそれは認可をいたし
て参る、さういふ方針で考えておりま
す。
○川村委員 漁業法案並びに漁業法
施行法案は、漁業の根本問題を解決し
ますところの重要法案であります。こ
の両法案に対しては、數回にわたつて
各委員から活発な質疑應答をか
わされたのであります。でき得べくん

は本国会において、この両法案をわれわれは決定したのであります。けれども、この法案が提出されましたから、各方面からあるいは反対の陳情があり、あるいは内容の緩和の陳情がありまして、漁民の輿論というものはまだまとまつておられないように考えるのであります。もちろん委員会の各委員の意向といつても、重要法案だけに慎重審議しなければならぬ、とても短時間にはこの両法案を確定するわけには行かぬというわれわれの意見も一致しましたので、大体継続審議にいたしました。来るべき臨時国会までには漁民の輿論を収集して、まとめたおきたいという意見が多数でありますので、この場合そうしたような方向に進むべく、委員長はすでに国会の議長に対して継続審議の申請をしておるようなわけでありまして、従いまして、私はその方向に進んで解決をつけるべく努力しなければならぬと思ひますので、この両法案に対する質疑は本日はこの程度で打ち切りにして、先ほど申し上げましたような方針をとりたいと考えますので、各委員にお諮りを願ひたいと思ひます。

○夏堀委員 その前に水産金融のことで水産廳長官にお伺いします。水産金融の件は、本委員会においてもすでに決議になつて各方面と折衝を續けておると存じます。これまでの各方面との折衝の経過を、どの程度まで進んでおりますか、本国会もすでに終局となりますので、今後のあり方をどういう方向に持つて行くか。これは結論に達しておればよいのでありますけれども、そこまで行つておらぬ場合に、今後のあり方をどういう方向に持つて

行くかというお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○飯山政府委員 ただいま夏堀委員から言われたように、過般の本委員会の決議に基づきまして、私どもとしてはその線に沿つて爾來努力を重ねて來ておるわけでありまして、現在までの経過を申し上げますと、当委員会の決議案も、私どもが考へておりました案も大体において一致しております。従つてあの決議案の出る前から、私どもの立場として、大蔵、安本、日銀、中金、こういう関係の方面に連絡をとり、またその間司令部にも折衝して協力を求めておるのであります。実は本日とも日銀の副總裁を尋ねた際の経過に、ながみて、中金の理事長を尋ねて相談をしたのであります。現在は大体共済積立金制度、こういう面をまず実行に移す。これが最も時宜に適し、しかも実行の可能な案である。かように考へて、日銀当局におきまして、私どもの出した案を土台として検討を加えております。この月曜日も日銀と私どもの関係において事務的の折衝を行ひ、また來週の月曜日も日本銀行と事務的に折衝を進めることになつております。それから中金とは本日の午後一時から中金の理事長室において、理事長以下関係の理事者及び関係の課長、漁政部長並びに安藤事務官等が参りまして、目下打合せをやつておることを思ひます。問題は要するに危険の問題と、どこがその保証の責任に任ずるかという、この二点が問題になつております。日銀当局としては、中金がこれに當るのが最も妥当ではないかというような考へ方を持つておりますが、中金当局としては、まだ具體的な

決定をしておりません。本日一時からの打合せで、ある程度の見通しがつくのではないかと考へております。私どもも考へ方としては、少くともこの閉会中に、あの決議に沿つた具體的の措置を講じたい。また講じ得るよう努力を拂ひつゝも、おるのではありませんが、ただいづれ実行できるかというやうなことにつきましては、今確実に申し上げることは、遺憾ながらできないのであります。現在までの経過はさうな通りであります。それから、また近く数日の間に、大蔵、安本、日銀、中金の主幹部の会合もしまして、そこでさらに一歩を進めるといふ方向に向つたいと考へております。

○夏堀委員 大体経過はわかりました。問題は積立金が出る間、見返り資金あるいは預金部から幾らか融通してもらひたい。この点の見通しはどうなつておるか、それを伺ひたい。

○飯山政府委員 ただいま、實際基金制度ができるまでの間のつなぎ資金をどうするかということが焦点になつておるのは、御意見の通りであります。しかしこれを見返り資金の産業資金もしくは預金に仰ぐということも一つの方法であります。これはどちらかといへば、設備資金の方に私どものねらいとしては持つて行きたいと考へるのであります。日本銀行の何らかの措置においてこのつなぎ資金を講じてもらひたい。こういうことを日銀当局にすでに申入れ、日銀当局も金のことは何か考へられると言つたが、今のリスクの負担と保証の機關、この二つがはつきりしなければ、その金の融通ということが非常に困難だ、この点をどうするかということについて、日

銀当局としても考へを續つておられるのであります。いづれ月曜日の会合には、日銀側のその点に関する考へ方が明確にされるのではないかと考へております。もしできますればわれわれとしては日銀からの臨時的措置によらしたたい。それがむづかしいという場合には預金部、見返り資金はこれは今の状態では非常にむづかしいのではないかと考へる中に入れて、あらゆる面に折衝を加える、これは当然と思ひますが、可能性から考へた場合にはまず日本銀行、次には預金部、そして見返り資金、こういうことにならなければならぬのじやないか。現に見返り資金については未だにはつきりした表示はないのであります。これはひとり農林水産関係ばかりではなく、鉱工業の方もまだにはつきりした表示はされてないといふことを、本日大蔵當局の者から伺つておりますが、かような次第で、いろいろ聞くところによると、鉱工業というやうな四つの産業を主体にしておる、こういう考へ方もあるやうでありますので、まずそういう考へ方で私どもは行きたい。かように考へております。

○夏堀委員 預金部の方も見返り資金の方もなか／＼容易ではないといふやうな形勢になつておることは、私どもも大体わかつておるのではありません。ここで積立金によつて何とかせなければならぬといふ、ただ一方これだけが残つておるのであります。いづれ／＼水産廳の方でもこの案については積極的な歩を踏み出すために、一應縣單位の何か業種別組合でもよろしいと思ひます。

が、そうした方面から、この手形の処理上について地方銀行との関係及びその手形に對しての割引の方法を、日銀でどう取扱ひされるか、こうした問題で私も日銀の方へ行つていろいろ聞いてみたのであります。信用がある組合であれば大体八十パーセントまで日銀で割引するやうな方法で考へたいものだといふお話でありましたが、これは昨日のお話なので、これからいろいろあちらでも會談を開いて、その結果のことば研究しようけれども、割引を八十パーセントまでやることで得るならば、一應その線を出発して、この急場を救つて、その間に地方の方からの積立てを全國のブル計算にするか、あるいは各縣別の各業種別にするか、積立ての方法をどうするかといふことは、今後残さるべき大きな問題であります。できる方面からまず始めて、だん／＼漸進的に持つて行く、この方がむしろやりやすいのではないかと考へております。水産廳の方ではこれまでの考へになつたこと、今後どう持つて行くかといふことに対しては、結局この問題は次の臨時議會に立法化して、大きく発足するといふ点まで持つて行かなければならぬやないかと考へておりますが、それまでの間できるだけのことをやろうではないか、これに對して費用は各地方でそれだけの熱意をもつてやるのだから、中央の方でもこれに對應して、各關係の方面とも政治折衝によつて、これにこたえる態勢を一日も早くつくつてもらひたい、このことを私はこの機會にお願いしておきます。

○砂間委員 ちよつと別の問題であります。水産廳の長官にお伺ひした

いと思ひます。

聞くところによりますと、東京湾港の臨港を今度浚渫することになった、その浚渫した土砂で三番お台場の南側の方を埋立てることになったそうであり、この工事のために約八万坪の区畫漁業が重大な災害を受ける。それから六十五万坪ののりに対して、非常に大きな影響を與える。少し誇大かも知れませんが、内湾の漁業の半分がだめになる。これに關係してある五千戸の漁民が重大なる生活上の脅威にさらされるというふうなことを聞いておるのであります。これに対して水産廳はどういう対策をとつておられるか。その点お伺ひしたいと思います。

○飯山政府委員 ただいまの砂間委員の東京湾港の浚渫工事に關して、東京湾の五千の漁民諸君が非常なる危機に際会してゐるというお話を承つたのであります。私の手元にはまだその事實を達してありません。従つて詳細は承知してありません。しかしこの問題は非常に大きな問題でありますので、實際について私の方から調査をいたしまして、その対策を十分遺憾ないようによつて、かように考へておられます。

○砂間委員 聞くところによりますと、この工事はじき始まるらしいのです。大体一箇月以内くらいにやつてしまふというふうなことであるらしいのであります。そうすると至急対策を立てていただかないと重大なる問題がある。もしどうしても浚渫しなければならぬということになりますならば、その浚渫した土砂の捨て場であり、それを三番お台場の南側の方に捨てるものであります。かように考へておられるのであります。

なるのであります。これをどこか沿岸のところで非常に深いところがあるのだそうですが、そこまで持つて来て埋めればまだそれほどの被害はない。但し運搬の關係で相当費用がかかる。かようなことも聞いております。が、どうしても浚渫しなければならぬことであるならば、その浚渫した土砂の捨て場について、多少費用はかかつて、これによつていただくかということにしては、十分これを補償してやるということが必要じゃないかと思ひますが、これらの点につきまして、ぜひとも遺憾のないような処置を緊急に立てていただきたいということを要望いたします。

○富永委員 統制問題について当局にお尋ね申し上げたいと思ひます。御承知の通り統制問題につきましては、水産常任委員会におきましては小委員会を設置いたしまして、慎重審議いたしまして、それらの事項を決議して水産常任委員会にお諮りして、全員の御了解を得てこれを政府当局に要望いたしましたことは、水産廳當局も御承知の通りでございます。が、われ／＼委員としては本國会会期中におきまして、あるいは緊急質問の形において答弁を求め、または決議を上程するかというふうな、それぞれその方法を考へていた次第でございます。が、いづれにいたしましても、水産廳當局におかれましては、われ／＼の意のあるところを察せられまして、關係方面ともそれぞれ熱心に折衝していただいているやにも承つてゐるのであります。が、われ／＼としまして、その線に並行した処置をとつて善処したいと考へておられますので、でき得れば今日この席におきまして、水産廳當局の考へ方、またこれが実行の時期あるいは見通し等につきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○飯山政府委員 ただいまの統制の問題であります。が、當委員会において御決議になりましたことは十分承知いたしてゐるのであります。従つてわれ／＼といたしましては、決議があるまでもないことではあります。さらに特に決議までされていることとあります。で、その線に沿つて國內の關係官廳、御承知の通り安本と物價廳の關係であります。が、統制については安本が企画をされ、実施機關として水産廳がある。かういふことは御承知の通りであります。従つてこの三者の完全なる意見の一致をもつてでなければ關係方面の折衝はできないやうなことに内示を受けてゐる。爾來三者間で協議を連續いたしまして、実は昨日からその三者の合意の上の案について、關係方面と折衝を開始してゐるのであります。おそらく案の説明だけでも三日間ぐらひはかかるだらう。朝九時ごろから参りまして、三時、四時ごろまで續けていられるやうな状態でありまして、従つてこれが案の内容を申し上げるべきであります。すけれども、關係方面もありませんので、これは速記を止めていただく。

○平井委員長代理 速記を止めてください。
〔速記中止〕
○平井委員長代理 速記を始めてください。
○飯山政府委員 解決の見通しのかんというお話がございましたが、これは

できるだけ早くいたしたいが、いつまでもということとはちつと申し上げかねます。

○富永委員 私どもの要望の線に沿ひまして、水産廳當局におかれましては熱心に御努力せられておる点に對しましては、感謝するものであります。ただ、ただいま伺ひました御説明の中に、水産廳、安本、その他關係方面の意見の一致しない点がある、それが一致しなければ折衝に困難だといふやうな御意見がありました。その御説明として、拒否品と小賣店の問題をあげられておられますが、大体一致しない点はこの二点だけにどまると、ほかにもさういふ問題が取上げられたか、この点を承つておきたいと思ひます。たとえば私どもの要望として複數制の問題を一應取上げておいたわけでありまして、これは現行法におきましては、複數制の制度によりまして、どこでもある程度の資格さえあれば登録でき得ることになつてはおります。が、しかしながら實際問題として、この制度のためにこころむる、生産者の利益はむしろ立法の精神に反し、迷惑な状況さえもありますが、これらの問題は、三者の意見が一致しないといふやうなことはなかつたかどうか。これを伺ひたいと思ひます。

それから相当程度のもものは統制をはずし得るお考えのように承つたのであります。が、統制をしなくなるものは價格も一緒にはずしてしまふのだといふふうに承知いたしてよろしいかどうか。あるいはわくははずすけれども、價格は残すのだといふやうな御見解でいられるのか。これを伺ひたいと思ひます。なお昨年来しばしば問題になつてお

りまして、現在それがはつきりしておらないために、生産者も集荷機關も非常な混亂状態と言つても過言でないやうな状況に置かれておるこんぶのごときのも、やはりはずすという意見のように承つておられます。これらの時期についてのお見通しの点は、御説明になる自由を許されないのであるか。かういふ点等を一應承つておきたいと思ひます。

○藤田説明員 ただいま御質問のございました点でございますが、これはまだ折衝の過程にございまして、はつきりした結論は申し上げかねるのであります。大体私どもの考へております現在の案では、複數制の問題につきましては、これは水産委員會で考へておられますやり方と、若干考へ方がかわつておられます。むしろ最近の公認の出荷機關及び荷受機關の認め方は、大体消費者側の選択によつてこれをきめて行くというの大きな筋になつております。大体出荷機關といふものは、生産者から一定の得票を得たもの、あるいは荷受機關について考へますと、出荷機關の一定の得票を得たもの、かういふやうなきめ方でやつて参らなければならぬやないだらうか、さういふやうな考へ方でおるわけでありまして、ただこの点につきましては、實際問題として非常にめんどやうな問題も起つて来る。それからまた關係方面の御意向も必ずしもこれでいいというのではなく、いろいろ御意見もあるやうであります。どうきまらるかわかりませんが、一應の案としてはそんなやうな考へ方でございます。

それから統制をはずすものについて価格をはずすかという御意見でございますが、私どもの原案といたしまし

三

ては、統制をはずすものにつきましては、配給の統制も價格の統制も全部ははずすという考え方で進んでおります。こんぶの問題については御意見がございました。これについては、すでに物價方面と話が済みまして、これだけは別に關係方面と打合せをしておるわけでありまして。しかしながら統制に對する全体の考え方がきまらないうち、やはり個々の問題は処理できないという意向が強いわけで、私どももいたしましては、できるだけ一つずつ片づけて行きたいというような氣持で折衝しておりますが、そういう御意向が強いのであります。その時期についてどうということとは、今申し上げかねる状態でありまして。

○川村委員 ただいまの次長のお答えは、小賣店は登録制を廃止しないという意見のように聞きましたが、消費者の投票によつてきめるとするならば、店を持つていない人に投票するのは、おそらく縁故者くらいであつて、われわれの理想としましては、むしろ衛生に支障のない設備を持つているところは、小賣店舗を許して拒否品がないようにすると同時に、消費者大衆によけい配給するといふふな考え方で、われわれが統制の方針を大體きめて要求したのであります。今次長さんの言われるように、どこまでも登録制を生かして行く、投票制を生かして行くとするれば、おそらくふつこいのじやないか、いわゆる小賣店舗がふえるということが考えられないじやないか。ふえなければ、やはり拒否されて生産者が困るばかりでなく、消費者も困ることに相なるのであります。やはりどこまでも、消費者の投票を得なければなら

きないという制度にして、残して行くという御意思かどうかということをお伺いいたします。

○田田説明員 ちよつと説明が簡單過ぎて、あるいは誤解を招いたかと思ひます。私が先ほど富永委員に對してお答えいたしましたのは、出荷機關と荷受機關の問題であります。それで末端の登録店舗の問題は、これは私どもも、大體において現在のように消費者と店舗がつながつておる、制限されておる、この考え方を改めたいということでありまして。ただ先ほど長官もちよつと御説明されましたように、いわゆる割当配給品といふものと一般配給品といふものの二つにわけ、だれもがとにかく持つて行き、欲しいといふものは、これは從來のようなり方で行く。そうでないものについては、何と申しま

すか、これは必ずどの店で買わなければならないといふことでなしに、消費者は好きな店舗で自由な數量が買える、こういうふうにしたい。従つて店舗は大體一定の設備條件を備えるものにして、これを認めて行く、こういうやり方で行く。ただ割当の配給品について一定の登録の店をきめる、こういうふうなやり方を残しておくというわけでありまして。

○川村委員 大體話は承で可るのでありますけれども、この際われわれの考え方と、これは水産廳の考え方ではないかと思ひます。安本の考え方では、要するに特權を授けるから不正な行爲をするのだから、その特權を解消して明らかにしろ。ガラス張りで販賣するようにすれば、入つて來た物は全部消費者にわたる、こういうわ

れわれの考え方、いわゆる登録制といふものを廃止しろ、こういうのでありますから、もしこれが水産廳の考え方であるならば改めたい。安本の考え方では、これをどこまでも主張してわれわれの意思を通して、消費者にも生産者にも喜ばれる機關にしたい。これをこの際私は要望しておきます。

なお先ほどからの御答辭によりまして、まだ過程にあるから、これははつきりしたことはこの際ここで説明を申し上げることができないということでも、ごもつともあります。しかし会期も四、五日ありますので、会期中にその結果を、こうした委員会でもよくよくしゅうごういたしますが、われわれが非常な関心を持つておりますので、懇談会の形式でもよし、また何か機会をつくつて、そうして大體の交渉の顛末、経過等をわれわれに明示してもらえれば結構だと思ひます。この点も御要望いたします。

○富永委員 先ほど藤田次長からの御答辭に對しまして再質問をしないことは、了承したやうなふうにも聞えるが、それもあるいはその点に關して何か委員からもあるいはその点に關して何かお尋ねがあるかとも考へて、御遠慮申し上げたのであります。やはり一應ここでつくりしておきたいと思ひますので、再質問するわけでありまして、それはさつき伺ひました複數制の問題であります。われわれの考え方と水産廳の考え方と違ふ。これはそれぞれ立場から考へたことですから、やむを得ないことですが、ただ私どもは、水産廳の考え方にとこまでも反対なものであるといふ点をはつきりしておき

たいと思ひます。と申しますのは、複數制の現行法がある限りにおいて、複數制で行くことは當然であるとも考えますが、しかしながら現在の複數制による集荷機關の事情は、むしろその法規のねらいとおよそ反對な結果を招來している事実等にかんがみまして、一と申しますのは、おそらく御承知だと思ひますが、今日までの集荷機關において、少くとも本年度の経営を満足にやり得るものはない、と言つたら他の方面から小言が出るかもしれせんから、そういう過激なことは言わないまでも、ずいぶん苦しい状況に置かれておるといふことは、お調べを願へばすぐわかるわけでありまして。というのは、金融が非常に梗塞されておるのと、漁業者の立場から複數制を利用する考え方が相當度を過ぎた結果になつておると、もちろん法のねらいもそこにあつたのでありまして、複數制における集荷機關のみならず、やはり集荷の關係上、漁業者にむりな、必要以上のサービスをした結果が、たつたておるのには違ひありませんが、とにもかくにも、集荷機關としての万全の機能を發揮する上に、非常な大きな支障を來しておる事実があるわけでありまして。従つて法の精神をそこなわれない範圍内において整理統合して行くといふことが必要な状況になつた今日、さらに水産廳におかれましては、これを漁民の投票によつて集荷機關の資格を決定することに相なりますと、現在の事情に一層の拍車をかけた、困難な状況に置かれるおそれがあり、しかも金融機關は、さらにこれを危険な事業として、融資のわくをいよく狭める状況に置かれるであらうこと

は、想像にかたくないのであります。従つて私どもはこの点に對しましては意見を異にするものがあるということをおし上げて、私の質問を終りたいと思ひます。別に御答辭は必要としません。

○玉置(信)委員 先ほど統制問題に關する質疑がありましたので、それに関連して当局にお尋ねいたしたいことは、物價廳との関連であります。物價廳の人はききよいおいでになつておりませんので、水産廳だけでつこうですが、肥料の統制方式が今度はずりしたといふことであります。飼料公團の手から離れて肥料として統制し、それらの集荷配給の方法が別にきまつたといふことであります。その内容を詳細に御説明を願ひたい。

次は肥料の價格がまだ訂正されておきませんが、さきに水産廳におきましては、價格の早急なきめを努力するといふやうなお話がありました。主として私は物價廳、安本にお伺ひしたのであります。それに関連して質問したときの水産當局のお話、公式でありましたか座談会でありましたかの御答弁にありましたのは、今日どういふ結果になつておりますか、もういつまでも價格がきまらぬといふことになる、最近の情報は相當肥料もできておるといふことであります。どの程度に價格は訂正されるものか、またいつごろ價格の発表を見るものか、物價廳との連絡はどういうふうになつておるか。まずこれを先にお伺ひします。○藤田説明員 魚かすの配給の機構についてはありますが、これは飼料としては扱わずに、肥料として考へるといふやうなことについて、大臣からお話

もあつたわけでありませう。また飼料としてこれは扱わないというふうなことに正式には決定をいたしております。これは畜産局でそういうふうな点についていろいろ研究中ではありますけれども、決定はいたしておりません。従つて現在のやり方は、やはり飼料としてやる分については、一應従来の飼料公園にわたす。こういうような考え方であります。

それから價格の問題については、再三折衝はいたしておるのでありますけれども、率直に見通しを申し上げますと、價格の変更はきわめてむずかしいと考えます。従つて現在の事務的折衝では、おそらくそれをかえることは困難であるというふうに考えております。

○玉置(信)委員　そうすると飼料として取扱うものには飼料公園ですが、肥料としてやる場合はどの面で統制することになるわけですか。この点をお伺いします。

○藤田説明員　これは従来食糧管理局が米を見返りにいたしまして魚かすを集めておつたわけでありませう。やはり魚かすの点についても水産局が今度は全部の集荷、出荷について責任を持つ。こういう体制で規則もできやつておりますけれども、ただ米を見返りにして一定数量はとつて、そうしてまた一定数量のものは、それを米の供出用として農家に割当てる。その点については、従来ございましたあの機構をできるだけそのまま使つて行きたい。こういうふうな考えであります。

○玉置(信)委員　米のリンクとして、出す以外の肥料も当然出て来ると思うのですが、その肥料の取扱いはどう

いうふうになるのですか、それから仄聞すると、今年の産地における肥料公園が取扱う集荷の方式も、前とは違つたということも聞いておるのですが、この点についても伺いたい。

○藤田説明員　従来は食糧管理局関係の分は米を見返りとしてとつておる。それからその他の関係のものは、ほかのリンク物資あるいはその他の方法でとつておる。こうばらばらであつたわけです。今度はそれをやめまして、ともかく一定の集荷計画に対して、一定の米その他のリンク物資とする。こういうやり方で、とり方は全部一緒にとるわけでありませう。とりましてうちで、食糧管理局が従来やつておるような、米の供出に対する報奨物資として、魚かすを流すという分量は、そのわくを食糧管理局とよく御相談をいたしまして、必要とする方面へ流すというふうなやり方でやりたい。こう思つております。

○平井委員長代理　お諮りいたしました。本日はこれをもつて質疑を終りますが、今会期中必要に應じましてはなお質疑を続行いたします。

なお漁業法案、漁業法施行法案の臨時國會継続審議をいたすことにいたします。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平井委員長代理　さよう決定いたします。

なお議長に継続審議に関して、再度申し込むことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平井委員長代理　さよう決定いたします。

なお本日の會議終了後、長官並に次長と懇談をいたすことにいたします。

す。それでは本日はこれをもつて會議を終了いたします。

午後二時四十六分散会

昭和二十四年七月二十七日印刷

昭和二十四年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局